

第4章 教育課程

1 大学(学部)全体として

本学は、人文科学系の文学部・神道文化学部、社会科学系の法学部・経済学部によって構成されており、各々の学部の専門課程における学修を通して学校教育法第52条にいう「深く専門の学芸を教授研究」している。また、各学部は共通科目として本学独自の「教養総合カリキュラム」を通し、人文・社会・自然分野を網羅する複合的な教育課程により、大学設置基準第19条にいう「幅広く深い教養および総合的な判断力」を培っている。平成14年度に教育課程の見直しに入り、各学部間の専門教育課程と「教養総合カリキュラム」の相互乗り入れによる「共通領域」を導入した。これにより、広領域学習・学際的な学習・選択幅の拡大が保証できることとなった。また、平成17年度よりこれを活用する「副専攻」制度、2年間の試行を経て厳格な成績評価を目的とする「GPA」を導入する予定である。これからも専門の学芸と幅広い教養を修得できるよう教育課程の構築につとめていく。

1. 専門教育課程と教養総合カリキュラムの関わりと有効性

現状の説明

平成7年に発足した「教養総合カリキュラム」は、専門教育との有機的連携を企図して発足した。これは学生が学び問う「方法(メソッド)」と「技能(スキル)」を身につけることを目的として、専門教育課程と相互に連携し、刺激し合うように考えられた本学独自のカリキュラムである。

4年後の平成11年度に改善のための検討に入り、平成12年・13年度の審議を経て、専門教育と教養総合との大幅な乗り入れを可能にする「共通領域」を平成14年度に設定した。また外国語の履修形態などが改訂され、教養総合カリキュラムにおける要卒単位を36単位、専門課程における要卒単位を64単位とし、それ以外の24単位を専門・教養いずれでもよいとした。

同時に、各学部は教養教育に学部独自の要望をもち、全学共通科目としての部分すなわちミニマム・リクワイアメントと幅広い教養を提供する部分との構成をあらためて考え直す時期に来ていると見てよいであろう。

あらたな教養教育が求められている現在、専門教育と連携する学際的な視点から物事を多角的に把握し、多様な考えや視点を提供し、問題解決能力の涵養を目的とする教養総合カリキュラムの必要性は、さらに増すと見えよう。社会の需要や学術の進展に即応する態勢をとりながら、改訂を重ねていく必要がある。

点検・評価 長所と問題点

現在の大学教育において、従来の学部教育課程から「学士教育課程」への移行が喫緊の課題と言っ てよい。そのためには、学部の段階における教育を、中等教育との接続および大学院教育との連関の中 中でとらえ、教養教育と専門基礎教育として位置づけるべきであって、その意味で専門課程と教養総 合カリキュラムとが相互に連携する本学の在り方は、今後もその充実を図るべきであるとする。

特に中等教育との接続関連では、導入教育の重視が指摘され、各学部における専門基礎演習科目や 教養総合における外国語・教養演習・スポーツ身体文化などは少人数で行う双方向性授業であり、学 びの動機付けや対面式の授業は教員との緊密な関係性を持ちやすく、教育効果を上げている。

大学院教育との関連では、専門課程の応用発展的な教育プログラムを包括的に考慮する必要がある。現今では、この点で必ずしも十全であるとはいえない。

将来の改善・改革に向けた方策

前述のように、平成14年度に設置した「共通領域」は、広領域学習・選択幅の大幅拡大などにより学生の学際的な学習・主体的な履修を保障するものであるが、一方で、散漫な履修を惹起し、統一的な観点に基づく体系履修に欠けるおそれと同時に指摘された。

こうした点を打開するために、平成15年・16年度にかけて教務部を中心に共通領域を活用した「副専攻」の制度化が審議され、平成17年度から「副専攻」17プログラムが置かれることになった。それぞれの学部学科は、設置の趣旨や理念から独自の教育課程を編成している。教養教育においてもそれぞれの学部の教育的必要性と全学に共通して課す「ミニマム・リクワイアメント」とを明確に区別して示し、その間の整合性を図らねばならなくなっている。

また、各学部はややもすれば専門教育の充実に関心が向き、教養教育の改善充実に看過しがちであり、専門と教養とを視野に入れた教育課程の編成につとめなければならない。

教養総合の主題講座のテーマやマトリックスは複雑に過ぎ、より簡素化した制度として改善する必要がある。

2. 学部・学科間の専門教育科目の相互乗り入れ

現状の説明

平成14年度より全学共通で要卒単位を124単位とし、専門教育課程と教養総合カリキュラムとの連携、「共通領域」設定のために前提条件を整備した。従前は、各学部の選択科目群のなかに他学部他学科関連科目として通常は単に二学部間に行われた制度であったものを、専門の必修科目・専門性が強い学部指定の選択科目を除いて、教養総合も加えて「共通領域」として全学的に開放した。その比率は、各学部専門科目のおよそ7割にのぼり、学生の利用は漸増しており、カリキュラムの相互活用はきわめて活発である。

点検・評価 長所と問題点

「共通領域」は、他大学にも類似のものを指摘できるが、その規模と共通性・融通性から本学独自のカリキュラムシステムとして誇りうるものであると評価できる。

各学部は従前に比してカリキュラム改訂が短期になる傾向がある。カリキュラムの現状維持と改訂は、旧規程の残存期間は読み替えなどの移行措置を必要とし、その間二重三重の同時進行を余儀なくされて複雑になる。学部間の垣根を低くし、相互乗り入れを拡大した以上は、学部のカリキュラムは他学部に与える影響をも軽視できず、また互恵的なカリキュラム運用を図り、簡素化と効率化とを求めていかなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

カリキュラムの大幅開放は、効果を上げているが、今後も不断の見直しが求められよう。相互乗り入れの拡大は、同時に各学部内に展開する教育についてはそれぞれの独自性が求められることになり、設置の趣旨を学部構成員は明確に意識し、カリキュラムに沿った授業運営をしていかなければならない。また、他学部のカリキュラム構成を視野に入れた改訂が求められる。

3. 教育課程の編成方法

現状の説明

本学では、学年制と単位制を併用しており、以下分けて記述することにする。

平成7年の教養総合カリキュラム改定時に、従来の通年制に「セメスター制度」を導入して以降、平成8年度・平成11年度・平成15年度・平成16年度のカリキュラム改訂時には、文学部哲学科および法学部法律学科を除き、各学部学科は漸次セメスター制を部分的に適用した。平成15年度における通年・半期の開講比率はほぼセメスターが6割に上り、平成17年度より昼夜開講制に移行する文学部はさらにその比率を高くしている。

単位制については、単位の累積と学年進行の両面から進級（2年次から3年次にかけて）制限を設けている。進級制限は全学部とも32単位（第二部は25単位）を設定しており、その内訳は学部により異なる。卒業要件の124単位から勘案すれば、この制限はきわめて低く設定されているといえる。

点検・評価 長所と問題点

現在本学が推進している「学修支援態勢の構築」の一環として、基本的な方針の一つに学生にとって「やり直しができる構造」を挙げた。短期に自らの履修を見直し、その修正ができる開講形態としてはセメスターが適切である。教養総合は外国語・スポーツ身体文化を除けばすべてセメスター制であり、専門教育課程でも約6割がセメスター制を導入した。これにより、平成13年度以降「9月卒業制度」を発足（毎年70～80名がこの制度を利用）させ、前期・後期の履修登録が可能になり前期の修正を後期に反映することができ、休学期間を1年単位から半年単位に短くすることが可能になった。一方で、短期間に集中的に教育した方がより効果的と思われる科目についての対応が遅れているところもある。

従前は単に各学部の履修条件からのみならず、二校地による条件からも進級制限が考えられたが、昼夜開講制や渋谷キャンパスの有効利用に伴い、進級条件の質的な検討と対策、留年者・卒業延期者の分析と対応を考えなければならない。

昼夜開講制は、学生のライフスタイルの多様化、本学の立地を有効利用した方策であったが、各大学の参入や少子化の影響からその意義が問われており、見直しが迫られている。今後も時代の必要に応じたよりよい教育環境の整備につとめなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

教養総合の完全セメスター制導入がまず求められる。また、専門教育課程においては学科の特殊性や授業科目の継続性・集中性を勘案しながら検討を続け、選択幅の拡大や「副専攻」制度の有機的連携を図るうえでもセメスター制利用を促さなければならない。

教育課程に占める体系履修、すなわちステップアップ方式による履修を促す側面と、全学共通科目として設定する基礎教育的な側面からすれば進級条件は慎重に検討される必要がある。学部間に格差のない形で緩和するように検討すべきであろう。

平成17年度から文学部が昼夜開講制に移行することに伴い、本学は基本的に昼夜開講制を全学的にとることになる（経済学部は平成17年度より廃止）。従来の他制度の併存からすれば、制度の共有化が期待できるが、同時に教育環境の整備を図り、7時限までの活用を推進する必要がある。

4. 単位互換と単位認定

現状の説明

本学は、平成11年度に「首都圏西部大学単位互換協定会」、同13年度に「横浜市内大学間学術・

教育交流協議会単位互換協定」に加入し、単位互換を行っている。前者は、神奈川県東部を中心とした31の短大・大学の協定であり、後者は横浜市内の14大学の協定であり、ともに相互に提供した授業科目を履修できる制度である。前者においては、協会として共同授業を運営し、神奈川県内の高等学校との高大連携授業として高校生にも開放している。協定大学において取得した単位は、教養総合の応用発展科目12単位を限度に要卒単位に算入でき、同一年度内8単位までが履修可能である。

留学における単位認定は、大きく分けて「協定留学」と「認定留学」に区分でき、前者は本学と海外の協定校との間に単位認定協定を結びそれによって単位を認定する制度であり、後者は協定校以外の大学に留学する際の単位認定制度である。

留学による認定としては、ケント大学(イギリス)・マニトバ大学(カナダ)・セントマイケルズ大学(アメリカ)・南開大学(中国天津市)・復旦大学(中国上海市)における夏季・春季の語学研修(約1か月間)制度があり、参加した学生に対して、相手校からの評価をもとに「留学英語」「留学中国語」として各2単位を認定している。また、年間を通じて留学をする学生には、事前の申請に基づき本学の科目に置き換えられるものは30単位を上限として認定している。

「認定留学」は協定校以外に留学する場合で、事前の申請に基づき協定留学と同じ基準で単位を認定している。協定・認定留学ともに、留学に伴う履修上の不利を補うべく「履修保留」制度を設け、欧米・中国との学期の時期的格差による障害を回避している。

また、従前よりあった編入学・学士入学に加えて、平成15年度より本学入学前に修得した単位の認定を制度化した。

点検・評価 長所と問題点

「首都圏西部大学単位互換協会」でのアンケートなどの結果によって、本学がいかにとらえられ、評価されているかを知ることができる点は、本学の教育にとっても活性化を促し、自己点検自己評価の目安にもなる。特質や個性の異なる大学間の交流は、利点として挙げることができよう。本学学生の単位互換制度への評価も、学期末に行われるアンケートによれば概して高いといえる。

しかし、発足から7年を経過しての推移を概観するに、当初は約40名~50名ほどの聴講生を送り出していたが、この1・2年は漸減傾向にある。その背後には、大学間のシステムの差、通学時間や立地の問題、また学生にとって目新しい制度ではなくなったなどの原因があると推量される。

一方で、協定校間の事務連絡や履修にかかる事務的な負担も企画が多様化するにつれて増え、運営維持を能率的に行う必要性も求められている。

留学制度の検討は、国際交流委員会との連携のもとに行われ、交換留学生用プログラムなどで正課と連動するK-S-T-E-Pは、各関連部署の意思疎通を欠きやすく、十分な調整が求められる。

将来の改善・改革に向けた方策

上記の単位互換協定校には、さまざまな個性のある短大・大学が多く、相互に提携することによって享受できる授業や共同授業のもたらす恩恵は、単一の大学では決して得られぬほど多大である。より効果的に運用するには個性を十分理解し、相互に認識を深める広報活動がいっそう求められるであろう。

5. 國學院大學におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)への取り組み

現状の説明

平成13年度には、本学のFD活動につき集中的に議論し、(ア)FD委員会の構成・在り方についてあらためて検討した。また、(イ)FD活動の年間事業を計画した。その具体的な事業は、全学的

に専任教員の授業を公開する、「授業評価アンケート」を実施する、FD研修を開催・参加することなどである。

(ア) FD委員会の規程および組織

平成14年度にFD委員会規程を定めたが、組織的には依然自己点検・評価委員会を母体とするものであったため、これを改めて平成16年度に教務部・各学部教務委員会を中心とした規程とすることを審議し、了承された。これにより大学教育に関する改革の施策と連携が取りやすくなり、恒常的な委員会組織と連携することで活性化を促すことができた。

(イ) FD活動の年間事業計画

授業公開は、平成14年度から専任教員を対象に実施した。これは教員相互の授業改善のための研修として位置づけ、公開授業を行なった教員と参観した教員とからアンケートをとり、参加者に還元するとともに今後の授業公開運営の資とした。平成15年度は、各教員に自薦科目を登録させ、それを重点的に参観するようにつとめた。平成16年度は、専任教員の担当科目をすべてオープンとした。

「授業評価アンケート」の実施

平成14年度にアンケート項目の検討と試作に向けたワーキンググループをFD委員会内に設置し、検討を重ねた結果、成案を得て平成15年度学年末より実施した。しかし、アンケート用紙が手作業を必要としたために、集計に時間と労力を取られ、教員に還元する際に大幅に遅延することになった。この点を平成16年よりOCR用紙に変更し、時間の短縮化を図り、集約化を達成した。

FD研修会の開催と参加

全学教授会の開催日を利用して、全学の教員に向けた研修会を開催した。学内での私大連研修委員や自己点検・評価委員長などを招聘してFD活動への意識を高め、認識を深めた。また、随時に学外で開催されるFD関連の研修会や講演会にはFD委員もしくは教務部委員を派遣し、他大学の事例を参考にし、内外における動向を把握し、本学のFD活動に活かすべく努めている。

点検・評価 長所と問題点

FD活動は授業改善、教育環境の整備にかかる組織的取り組みであるとするならば、同時に教員の一人ひとりがそれらといかに取り組むかが問われることにもなる。しかし、個人的な取り組みにはおのずと限界があり、制度として全学的な取り組みと呼応することで相乗効果が期待できる。

また、上述の取り組みを環境面で支える施策は特記しておくべきであろう。平成14年の本学創立120周年を記念して開始された渋谷キャンパスの再開発は、現在第2期を終え、1号館・2号館に最新鋭の教育設備および機器をそなえるなど、学修環境は従前に比較して格段に向上した。学修支援システム「K-SMAPY」を通じたメディア教材作成支援のための検討会はユーザーの支持を得ており、今後も組織的かつ運営面での充実を図る必要がある。

(ア) FD委員会の規程および組織

FD委員会規程は、上述の通り自己点検・評価委員会から教務部・各学部教務委員会を主体とした内容に改定し、従前に比較して実効性が確実に向上した。しかし、教務部は全学的な教務事項の基本的施策の策定と各学部の調整といったきわめて重大な職務を担う恒常的な委員会であり、教務部委員会構成員は各学部執行部を形成し、多大な仕事量をかかえている。これにさらにFD活動を加えることになると、負担増になることは必至である。大学の改革施策と密接に連携できる利点はあるものの、一方で全学的な意識の深まりを期待し、多くの教員の参加意識を高めるには、それぞれの学部にFD活動の中核となる組織を形成する必要がある。

(イ) F D活動の年間事業計画

F D活動の年間事業計画はほぼ定着し、構成員の理解を一定程度得ていることはそれぞれの事業で確認することができる。そして、これらの事業を通して指摘できることは、授業公開・授業評価アンケート・研修などの成果や検証をいかに教員・学生に還元し共有するかであり、その方法を現在検討している。その間提案され実施したものに、「F Dニュース・レター」の発刊がある。平成16年度には第2号を刊行した。これにより各教員の授業改善への工夫・アンケート集計結果の分析・各学部学科のF Dへの取り組みを紹介還元できた。

将来の改善・改革に向けた方策

全学的な組織的取り組みは上述の通りだが、総括的にいえることは「教員の意識改革」がさらに求められることである。入試の多様化による入学学生の多様化、大学入学以前の選択幅の拡大や自主裁量権の増大に伴って、均質化した教育内容や一定の学力を保証しにくくなっている現状を顧みたときに、それぞれの教員はそれへの対応が求められ、大学は組織的に即応する施策が必要となる。その「全体」と「部分」、「個」と「集合」のそれぞれの役割と分担を明確に意識しなければ、その相乗効果は果たすことはできない。その意味で、教員のF D活動への意識をさらにつよめていく必要がある。また、もっとも顕著な点は、上述の通り本学におけるF D活動の全学的な取り組みについては、漸次改善を見せているが、各学部・学科の取り組みはまだ緒に就いたばかりといえ、本来のF D活動の根幹ともいえる学部の対応がきわめて立ち遅れていることである。

(ア) F D委員会の規程および組織

上記の経緯をへて規程化したのが、もっとも繁忙を極める教務部委員会・各学部教務委員会を主体とする組織運営は、負担の公平化および参加意識を広めるためには、平成13年度版「自己点検・評価報告書」に指摘されているように、各学部・学科・課程による主体的なF D活動に基づく組織へと転換していくべきである。そのための促進策として、F D委員会では各学科・課程の独自のF D研修や研究会を奨励し、広報活動などを支援していく。

(イ) F D活動の年間事業計画

授業公開については、ほぼ定着してきたが、一方でその成果が十分に還元されていないという指摘もあり、いかに多くの参加者を得るか、その成果や工夫を具体的な「事例集」としてとりまとめ、構成員間で共有し、新任教員の参考とするという提案もなされている。ニュース・レターでは、個別教員の授業における工夫や改善事例を紹介しており、これらを集約して構成員に還元していく。

「授業評価アンケート」の実施は、累積的なデータ分析の観点からは、大幅な改訂は比較上不整合を来すが、設問項目・回答項目ともに改善しており、今後は「実施マニュアル」の改訂と広報活動・集計分析をできるだけ短期日のうちにまとめる組織上・事務処理上の検討が求められる。また、今後迅速に対応しなければならないことは、「F D委員会規程」第6条にあるように実施状況の公表であり、「授業評価アンケート報告集」の刊行である。

F D研修会は、今後とも継続して実施する。平成16年度に開催したF D委員会と本学の学修支援システム「K S M A P Y」を活用している教員との合同検討会は、システム開発上の制約と教育上の要望とを付き合わせる良い機会であり、定期的開催の強い要望がある。また、IT機器の教育利用は、機器の一方的な進歩に教員のスキルが追いつかない傾向も見られ、各種の講習や研修会を通じて認識を広める必要がある。

広報活動・意識改革については、「ニュース・レター」の刊行だけではなく、上述したような各教員の授業改善への工夫や智恵を「事例集」として提供する。また、授業公開・授業評価アンケート・

研修参加報告などのFD活動を「報告集」として公表する。とりわけ求められるのは授業評価アンケートの全体的な集約分析をいかに次年度の改善に役立てるかであり、この点については引き続きFD委員会で詳細な検討を加え、学外の有識者を招き方策を策定してゆく。